

児童・生徒の皆さんへ

でんどう

さい みまん きんし

電動キックボード※は16歳未満は禁止！

「^{でんどう}電動キックボード[※]」に^の乗ることができるのは
16歳^{さい}からです。

^{しょうがくせい}小学生や^{ちゅうがくせい}中学生が乗ることはできないので、
^{まちが}間違えないように^{ちゅうい}注意しましょう。

^{おとな}大人の人に^{ひと}借^かいて^の乗^のることも^{きんし}禁止です。

※ここでは特定小型原動機付自転車のことを指します。



^{まも}ルールを守らな^{ばあい}かった^{こうつう いはん}場合、交通違反になります。

保護者の皆様へ

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の
基本的な交通ルール（R5.7.1から）

特定小型原動機付自転車とは

- 車体の長さ190cm以下、幅60cm以下
 - 20km/hを超えて加速することができない構造
 - 最高速度表示灯（緑色に点灯又は点滅）が備えられている。等
- ※ これらの基準を満たさない車両の運転には運転免許が必要です。

運転できる年齢

- ※ 16歳未満の運転は禁止
- ※ 上記の基準を満たす車両であれば、16歳以上は運転免許は必要ありません。
- ※ 16歳未満の人に特定小型原動機付自転車を貸すことも違反になる場合があります。

石川県警察本部